

2 生活上の基本ニーズの確保・回復

◇ 目指す姿

5年後の目指す姿	10年後の目指す姿
<p>新たな住宅セーフティネット制度において、保護観察対象者を支援対象とする「居住支援法人」が3法人に増えるなどにより、犯罪・非行をした者の入居後の支援体制が整いつつあり、家主の負担感や不安軽減が図られる場合が増え、犯罪・非行をした者への住居の提供が促進されています。</p> <p>また、地域生活定着支援センターなどの支援機関の取組や相談窓口について、市町や保健医療・福祉サービス提供事業者の認知が進み、相談窓口の利用が増えるなどにより負担感や不安軽減が図られ、福祉等サービスの提供が促進されています。</p> <p>さらに、国の刑事司法機関と地域の地域生活定着支援センターなど支援組織との間で、犯罪・非行をした者の状況に応じた申し送りやデジタル技術も活用した効果的な支援が行われています。</p> <p>こうした取組により、犯罪・非行をした者は、住居や必要な保健医療・福祉サービスの提供を受けており、地域生活定着支援センターの支援を受けた者の地域定着率が88%になるなど、生活上の基本ニーズの確保・回復が進んでいます。</p>	<p>新たな住宅セーフティネット制度において、保護観察対象者を支援対象とする「居住支援法人」が5法人に増えるなどにより、犯罪・非行をした者への入居後の支援があり、家主の負担感や不安軽減が図られ、犯罪・非行をした者への住居の提供が促進されています。</p> <p>また、地域生活定着支援センターなどの支援機関の取組が広く認知され、相談窓口の利用も進み、保健医療・福祉サービス提供事業者や地域住民の負担感や不安軽減が図られ、福祉等サービスの提供が促進されています。</p> <p>さらに、国の刑事司法機関と地域の地域生活定着支援センターなど支援組織との間で、犯罪・非行をした者の状況に応じた申し送りや効果的な支援が行われています。</p> <p>こうした取組により、犯罪・非行をした者は、住居や必要な保健医療・福祉サービスの提供を受けており、地域生活定着支援センターの支援を受けた者の地域定着率が9割を超えるなど、生活上の基本ニーズの確保・回復が進んでいます。</p>

◇ 成果指標

指標名		現状値(R2)	5年後(R7)
居住支援法人（保護観察対象者を対象とする）の数		1法人	3法人
設定理由	住居の確保においては、家主の負担感・不安感の軽減が必要ですが、身寄りのない場合がある犯罪・非行をした者に対する見守りやトラブル時の対応を行う「居住支援法人」が、現在、1法人しかなく、一部の地域でしか支援が展開されていないため、指定法人を増やしていくことで、県全域での支援につながるが見込まれるため。		
指標名		現状値 (H29～R1 平均)	5年後(R7) (R4～R6 平均)
広島県地域生活定着支援センターによる福祉等の利用調整1年後の地域定着率※（3年平均） ※住居，保健医療，福祉サービスの提供を受けている者/調整した者		83%	88%
設定理由	福祉等の利用調整を実施した場合でも、一定割合で再犯や行方不明等により福祉等とのつながりが切れる者がある中、関係機関との連携の下、効果的に助言・再調整する仕組みを構築することで、福祉等につながり続けることができる者が増えることが見込まれるため。		

(1) 住居等の確保

【現状】

- 逮捕や勾留、刑事施設への入所に伴い、住居を失う者が多いですが、社会保障制度（介護保険制度等の社会保険制度、生活保護等の公的扶助）を利用するためには、新たな住居とそれに対応した住民票を求められる場合があります。
また、更生保護施設や自立準備ホームといった一時的住居は、入居できる期間に限りがあるため、継続して社会保障制度を利用するためには、一時的な住居から退去した後の安定的住居も確保する必要があります。
- 犯罪時の住居が広島県であった刑事施設再入所者のうち、前刑出所時に「帰住先」が「なし・不詳」であった者の割合が、30歳代で10～20%台、40歳代以降は、概ね20～30%台、特に60歳代は30%を超えて推移しています。
- 法務省資料によると、平成30（2018）年に全国で新たに刑事施設へ入所した者のうち、犯罪時に住所不定であった割合は、初入者は14.2%である一方、再入者は21.9%であり、犯罪傾向が進んでいる者ほど住所不定である割合が高まっています。

【取組状況】

<一時的住居>※釈放後や矯正施設の出所直後の住まい

国	（保護観察所） ○ 住居のない保護観察対象者等に対し、宿泊場所や食事の提供を民間施設（更生保護施設・自立準備ホーム）へ委託 ・委託実績：299人（R1年度） ○ 自立準備ホームの登録・開拓
市町	○ 生活困窮者自立支援制度における任意事業である一時生活支援事業により、一定の住居を持たない人に宿泊場所や衣食を提供（一般施策） ・実施市町数：9市町（R1年度）

<安定的住居>※生活の拠点となる一定の住居

県	（住宅課） ○ 住宅確保要配慮者（保護観察対象者含む）を拒まない住宅の登録促進や、居住支援法人の増加に向けた取組を実施 ○ 公営住宅を建設し、住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で賃貸（一般施策）
市町	○ 生活困窮者自立支援制度における必須事業である「住居確保給付金」の支給を通じ、離職等により、住居を失った人、または失うおそれのある人に対して、家賃相当額を給付（一般施策） ・支給件数（延べ）：175件（R1年度） ○ 公営住宅を建設し、住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で賃貸（一般施策）
民間	○ 住居の賃貸

【課題】

<一時的住居>

(国が民間委託)

- 保護観察所の委託により、更生保護施設や自立準備ホームにおいて、一時的な住居を提供していますが、地域により収容定員が偏在しています。

<更生保護施設及び自立準備ホームの収容定員（R2.8末時点）>

広島市：74人， 呉市：23人， 尾道市：10人， 福山市：10人， 府中市：9人

(生活困窮者自立支援制度)

- 一定の住居を持たない人に宿泊場所や衣食を提供する，生活困窮者自立支援制度による一時生活支援事業は，市町の任意事業であり，取組に差があります。

<安定的住居>

(民間)

- 低額所得者や高齢者，保護観察対象者などの住宅の確保に特に配慮を要する“住宅確保要配慮者”の入居を拒まない民間賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録促進や，“住宅確保要配慮者”への住宅相談や見守り支援等を行う法人を居住支援法人として指定するため，市町，不動産関係団体，支援団体等と連携して制度の普及を図っていますが，平成29(2017)年度に始まった制度であり，全県的な広がりには至っていません。

中でも，保護観察対象者を対象としたセーフティネット住宅の登録や居住支援法人の指定が進んでいません。

<セーフティネット住宅の登録状況（R2.8末時点）> 52戸（うち，保護観察対象者 0戸）

<居住支援法人の指定状況（R2.8末時点）> 4法人（うち，保護観察対象者 1法人）

(県営住宅)

- 県営住宅への入居にあたり，入居者の安否確認や居住確認，事件事故等が発生した場合の連絡先として緊急連絡先の提出を求めています，身寄りのない犯罪・非行をした者にとって，入居の際の負担となる場合があります。

(市・町営住宅)

- 市営・町営住宅への入居にあたり，連帯保証人を立てることを求めている市町があり，身寄りのない犯罪・非行をした者にとって，入居の際の負担となる場合があります。

【取組の方向】

<一時的住居>

- 一時的な住居の偏在を解消するため，国が行う支援制度等の広報や関係機関・民間への働き掛けに協力します。
- 生活困窮者自立支援制度による一時生活支援事業が，より多くの市町において取り組まれるよう市町に情報提供や助言を行います。

<安定的住居>

(民間)

- 「新たな住宅セーフティネット制度」について，広島県居住支援協議会等を通じて，さらに周知を図るとともに，セーフティネット住宅の登録促進や居住支援法人の増加に向けた取組を実施しま

す。

- 「保護観察対象者」を対象とする住宅や居住支援法人について、事例や相談窓口の共有などにより、増加に取り組みます。

(県営住宅)

- 緊急連絡先を個人に限定せず公的機関や社会福祉協議会、福祉施設等も対象とするなど、入居要件の緩和について検討します。

(市・町営住宅)

- 連帯保証人要件の撤廃について、必要に応じ助言等を行います。

(2) 保健医療・福祉サービスの利用支援等

ア 高齢者・障害（の疑い）のある者等の支援

【現状】

- 犯罪時の住居が広島県であった刑事施設入所者で、60歳以上の者の割合は30%程度であり、IQ相当値69以下※1の者の割合は25%程度です。

＜犯罪時の住居が広島県であった刑事施設入所者の状況＞

- ・60歳以上

H28：28.8%（108人）、H29：30.2%（85人）、H30：27.1%（71人）

- ・IQ相当値69以下※2

H28：27.4%（103人）、H29：25.7%（72人）、H30：26.4%（69人）テスト不能も含む。

※1 広島県の療育手帳は、こども家庭センターの判定により、IQ75未満の者に対し、社会適応能力を加味した上で交付される。

※2 刑事施設において実施した能力検査の結果を、IQに相当する値に置き換えたもの。

- 広島県地域生活定着支援センターを設置し、刑事施設出所者のうち、住居のない、高齢又は障害により自立した生活が困難な者に対して、保健医療・福祉サービスの利用調整及び調整後の対象者やサービス提供者に対する助言・再調整等を実施しています。

＜広島県地域生活定着支援センターによる支援状況＞

保健医療・福祉サービスの利用調整 H29年度：28人、H30年度：25人、R1年度：24人

助言・再調整等の実施 H29年度：43人、H30年度：42人、R1年度：33人

- 法務省が平成27（2015）年に実施した調査によると、全国の地域生活定着支援センターによる支援を受けた高齢又は知的・精神障害（の疑い）のある刑事施設出所者は、支援を辞退した者や住居があるなどの理由で支援対象外となった者より再入率が低くなっています。

＜H26.2.1～3.14に出所した者のH27.5.31時点の再入率＞

- ・高齢（65歳以上）であった者

支援を受けた者：7.1%、 辞退した者※1：46.4%、 支援対象外※2：13.5%

- ・知的・精神障害（の疑い）である者

支援を受けた者：10.0%、 辞退した者※1：39.3%、 支援対象外※2：20.6%

※1 住居のない、高齢又は障害（の疑い）のある者で、地域生活定着支援センターによる支援の対象となるが、本人の意志により支援を辞退した者

※2 高齢又は障害（の疑い）があるが、住居があるなどの理由で、地域生活定着支援センターによる支援の対象外となった者。

【取組状況】

＜起訴猶予者等＞

国	<p>(検察庁)</p> <p>○ 高齢又は障害により自立した生活が困難な者、生活困窮の者等に対して、保健医療・福祉サービスの利用調整を実施。</p> <p>・広島地方検察庁（刑事政策総合支援室）による利用調整実施人数 H29年度：155人， H30年度：146人， R1年度：162人</p>
民間	<p>(弁護士会・社会福祉士会)</p> <p>○ 両団体で協定を締結し、高齢又は障害により自立した生活が困難な者等に対して、保健医療・福祉サービスの利用調整等を実施（R2年度～）</p>

＜出所者＞

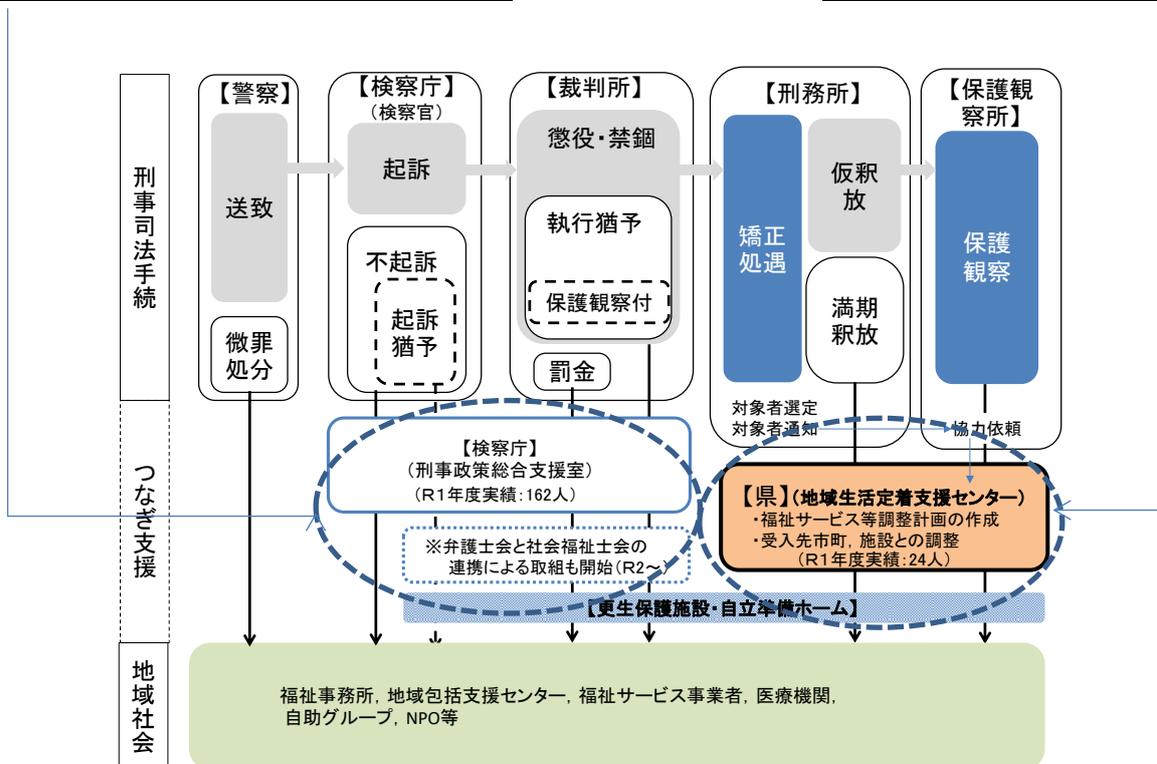
県	<p>(地域福祉課（地域生活定着支援センター）)</p> <p>○ 住居がなく、高齢又は障害により自立した生活が困難な者に対して、保健医療・福祉サービスの利用調整や調整後の助言・再調整等を実施</p> <p>・利用調整実施人数 H29年度：28人， H30年度：25人， R1年度：24人</p>
---	--

(概略図)

刑事司法手続において、高齢者や障害（の疑い）のある者など特別な配慮や支援が必要と判断された場合は、起訴猶予・執行猶予等となった者への支援と、受刑後、出所する者への支援があります。

■起訴猶予・執行猶予等となった者への支援

■受刑後、出所する者への支援



【課題】

(起訴猶予者等)

- 広島地方検察庁による支援は、刑事司法手続き上、調整期間が概ね10日～20日程度しかないので、面談等による本人特性の見極めや本人とサービス提供側双方の要望を聴取するものの、緊急対応的な支援にならざるを得ないほか、調整実施主体が刑事司法関係機関であることから、法令上、刑事司法手続き終了後の継続的な関与・支援ができず、その後の状況に応じた支援ができません。

(出所者)

- 広島県地域生活定着支援センターによる支援は、住居のない高齢又は障害（の疑い）のある者を対象としているため、支援の必要性があっても住居のある場合には、支援対象外となっています。
- 法務省が平成27（2015）年に実施した調査によると、地域生活定着支援センターによる支援を辞退した高齢又は知的・精神障害（の疑い）のある刑事施設出所者は、支援を受けた者に比べ、高齢で6.6倍、知的・精神障害（の疑い）のある者で3.9倍、刑事施設への再入率が高くなっており、本人の希望を前提としつつ理解不足等による辞退を減らす取組が求められています。
- 広島県地域生活定着支援センターは、国の補助要綱により設置しており、法律上位置付けられたものではないため、今後の国の継続的な支援を見通せない状況にあります。

(起訴猶予者等・出所者共通)

- 広島地方検察庁や広島県地域生活定着支援センターによる支援内容が、市町や保健医療・福祉サービス事業者に認知されておらず、刑事施設出所者に対する福祉等の利用調整が円滑に行われない場合があります。
- 広島県地域生活定着支援センターと広島地方検察庁による支援は、支援のノウハウや利用調整を行う保健医療・福祉サービス提供機関について共通する部分があり、個々に共有する取組はあるものの、組織的に行う仕組みは整っていません。
- 支援者間の連携や蓄積された支援データの利用において、デジタル技術を活用した情報共有は進んでいません。

【取組の方向】

(起訴猶予者等)

- 広島地方検察庁による起訴猶予者等に対する保健医療・福祉サービスの利用調整後における、地域でのフォローについて、実態を把握した上で、必要な取組を推進します。

(出所者)

- 刑事施設出所者のうち、保健医療・福祉サービスの利用にむけた支援の必要性が高いものの、広島県地域生活定着支援センターによる支援を受けることができていない者について、国との情報共有の在り方の検討を行い、広島県地域生活定着支援センターによる支援など、必要な取組を推進します。
- 地域生活定着支援センターによる支援を辞退する高齢又は障害（の疑い）のある刑事施設出所者について、国に対し、本人の希望を尊重しつつ、効果的な説明方法の検討と実施を要望し、必要な保健医療・福祉サービスへつながるように取り組みます。
- 国に対し、地域生活定着支援センターの法制度上の位置づけを明確にするよう提案し、支援が安定して継続されるように取り組みます。

(起訴猶予者等・出所者共通)

- 市町や保健医療・福祉サービス等の事業者において、検察庁や地域生活定着支援センターの取組についての認知が高まるよう広報周知を行います。
- 広島県地域生活定着支援センター、広島地方検察庁、広島弁護士会、公益社団法人広島県社会福祉士会など、保健医療・福祉サービスの利用調整に関わる機関において、支援のノウハウや地域資源を共有し、相互に連携する仕組みづくりを推進します。
- 支援対象者や支援者の増加に備え、実態を把握した上で、デジタル技術を活用した情報共有の仕組みを検討し、推進します。

イ 薬物依存を有する者への支援

【現状】

- 犯罪時の住居が広島県であった刑事施設入所者のうち、「覚醒剤取締法違反」で入所している者は、全体の20%程度であり、特に30代～50代は、25%～40%程度となっています。
- 法務省が平成29(2017)年に実施した調査によると、覚醒剤取締法違反により刑事施設に入所している者のうち、専門医療機関等の薬物依存から回復するための治療や支援を実施する機関や団体を利用したことがないという者が多数に上っています。

＜関係機関・団体※を「利用したことがない」と回答した者の割合＞

専門病院：76.1%， 保健機関：94.2%， 回復支援施設：87.1%， 自助グループ：83.4%

※ 法務省調査では、関係機関・団体を次のとおり例示している。

専門病院：薬物依存の治療を行っている病院やクリニック

保健機関：薬物使用について相談できる精神保健福祉センターや保健所

回復支援施設：ダルクなど、薬物依存の当事者が入所・通所する施設

自助グループ：NAなど、薬物依存の当事者が入所・通所する施設

- 上記調査によると、利用したことがない理由として、「存在を知らなかった」、「支援を受けられる場所や連絡先を知らなかった」「支援を受けて何をするのかよくわからなかった」といったものが挙げられています。
- 平成28(2016)年度から、薬物累犯者等を対象に、懲役刑や禁錮刑の一部をあらかじめ猶予する「刑の一部執行猶予制度」が開始され、社会内での改善更生を図る制度の整備が進んでいます。

【取組状況】

国	(矯正施設)
	○ 薬物への依存のある刑事施設入所者や少年院在院者に対して、薬物依存回復プログラムを実施
	(保護観察所)
○ 薬物依存のある保護観察対象者に対して、認知行動療法に基づいた薬物依存回復プログラムを実施	
○ 医療機関及び自助グループから講師を招き、薬物事犯者の家族及び担当保護司を対象とする講習会を実施	
・実施回数：4回(R1年度)	

	<ul style="list-style-type: none"> ・参加人数（延べ）：34人（R1年度）
県	<ul style="list-style-type: none"> （薬務課） <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関・団体を構成員とした薬物乱用対策推進本部を設置し、緊密な連携の下、総合的かつ効果的な対策を実施 （広島県立総合精神保健福祉センター） ○ 薬物依存回復プログラム、支援者・家族向け研修、相談支援を実施 （R1年度） <ul style="list-style-type: none"> ・回復プログラム参加人数（延べ）：128人 ・支援者向け研修参加人数（延べ）：238人 ・家族向け研修延参加人数（延べ）：134人 ・相談受付件数：882件 （保健所） <ul style="list-style-type: none"> ○ 覚醒剤等相談窓口を設置し、相談支援を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数：46件（R1年度） （県警） <ul style="list-style-type: none"> ○ 執行猶予判決が見込まれる薬物事犯者に医療機関等の情報提供
市町	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保健所（広島市、呉市、福山市）に覚醒剤等相談窓口を設置し、相談支援を実施
民間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 依存症医療拠点及び医療機関において、薬物依存症の専門的治療を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・依存症医療拠点：1カ所 ・専門医療機関（薬物）：3カ所

【課題】

- 薬物依存を有する者への支援について、地域における本人や家族からの相談への対応や、治療・回復支援の充実を図っていくことが求められています。
- 地域で治療や支援を実施している機関・団体の情報や、治療・支援の内容が、薬物依存者の多くに届いてないと考えられます。

【取組の方向】

- 薬物依存者や家族からの依存症の回復に向けた相談や、保健医療の確保については、「広島県保健医療計画」に基づき、推進します。
- 刑事施設や保護観察所と連携し、薬物依存者に対して、治療や支援を実施している機関等の情報や支援内容が確実に届くよう取り組みます。

ウ 犯罪・非行をした者の特性に応じた支援

【現状】

- 矯正施設や保護観察所において、性犯罪・性非行、ストーカー加害、暴力団関係といった特性に応じたプログラムの提供や指導を実施しており、犯罪・非行をした者の特性に関する知見や支援のノウハウが蓄積されています。

【取組状況】

国	(法務少年支援センター) ○ 関係機関や地域住民の依頼に基づき、心理検査や問題行動の分析、助言等を実施 ・相談件数 275 件 (R1 年度)
---	---

<性犯罪>

国	(矯正施設) ○ 性犯罪や性非行のある刑事施設入所者や少年院在院者に対して、認知行動療法に基づくプログラムや性非行防止指導を実施 (保護観察所) ○ 性犯罪のある保護観察対象者に対して、認知行動療法に基づくプログラムを提供 ○ 性犯罪による刑事施設入所者や保護観察対象者の家族に対し、支援に必要な知識の付与等を実施
県	(県警) ○ 13 歳未満の子供に対して強制わいせつ等の暴力的性犯罪をした刑事施設出所者について、出所後の所在確認や面談を実施

<ストーカー加害者>

国	(保護観察所) ○ ストーカー事案を始めとする恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に係る保護観察対象者に対して、警察から得た情報等を基に、再加害を防止するための指導を実施
県	(県警) ○ ストーカー加害者に治療・カウンセリングの受診を勧奨。

<暴力団関係者>

国	(矯正施設) ○ 暴力団関係者である刑事施設入所者に対して、暴力団の反社会性を認識させるなど暴力団離脱に向けた指導を実施
県	(県警) ○ 暴力追放広島県県民会議等と連携した離脱支援や就労支援を実施

【課題】

- 性犯罪・性非行，ストーカー加害者，暴力団関係者といった特性に応じた支援や指導は，主に刑事司法関係機関や警察によって担われており，地域社会に知見やノウハウがないため，これらの者を受け入れることについて，抵抗感があります。

【取組の方向】

- 刑事司法関係機関職員や警察職員による行政職員や事業者等への研修など，犯罪・非行をした者の特性に関する知見や支援のノウハウが地域に還元されるよう取り組みます。